



注1：解析結果が提供者およびその血縁者の診療に直接生かされることが医学的に確立されている臨床検査（EGFR 遺伝子変異、ALK融合遺伝子、ROS1融合遺伝子など）や、それに準ずるヒトゲノム・遺伝子解析、体細胞変異にかかわる研究はカテゴリー-Cに、上記の遺伝子解析、体細胞変異に関わる症例報告はカテゴリー-Eに分類する。

注2：症例報告は10例までとする。

注3：特定臨床研究：製薬企業から資金の提供を受けて行われる研究あるいは国内で未承認・適応外の医薬品などを用いて行われる臨床研究注2：症例報告は10例までとする。

注4：オプトアウト：国が定めた指針『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』に基づき、対象となる全員の方から個別に、直接同意を得ることはしていないが、研究に関する情報を公開し、拒否の機会を保障すること